

主 文

被告人を拘禁刑 3 年に処する。

未決勾留日数中 1 6 0 日をその刑に算入する。

この裁判が確定した日から 5 年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、令和 7 年 1 1 月 1 3 日午前 7 時 1 5 分頃、横浜市 a 区 bc 丁目 d 番 e 号被告人方において、A（当時 2 9 歳）に対し、その囑託を受け、殺意をもって、その頸部をベルト及びタオルで絞め付け、よって、同日午前 9 時 7 分頃、同市 f 区 gh 丁目 i 番 j 号所在の B 病院において、同人を頸部圧迫による窒息により死亡させて殺害したものである。

(証拠の標目)【省略】

(法令の適用)【省略】

(量刑の理由)

本件は、被告人がかねてからの知り合いであり、事件まで 8 年近く同居していた被害者から殺害を依頼され、これに応じて被害者を殺害したという囑託殺人の事案である。

被告人の殺害行為により、2 9 歳のいまだ将来のある被害者の尊い生命が奪われたのであり、言うまでもなく被害結果は重いものである。被告人は、被害者の頸部を死に至るまで締め付けて殺害したもので、犯行の態様にも酌むべき点は見当たらない。被害者の兄の意見陳述にも顕れているとおり、突然の訃報に接することとなった遺族の悲しみが癒えることはないのは当然であり、処罰感情も厳しいものがある。

犯行に至った経緯をみるに、被害者がなぜ死を選び、なぜ被告人に殺害を依頼し、被告人はなぜこれに応じるに至ったのかについては、被害者の残したものからうかがわれる事情はほとんどなく、また、被告人が語れるところも十分ではない様子が

うかがわれることなどから、裁判所としてもこの点について十分解明できたとは考えていないが、関係各証拠からすると、次のような経緯がうかがわれる。

すなわち、被害者は、高校生の頃母親が死亡し、祖父母方で生活していたところ、平成30年8月頃からは母親と知り合いであった被告人方で生活するようになった。なお、母親が亡くなったのは被告人方であったというのであり、母親を深く慕っていた被害者が、被告人方に身を寄せたことについて、母親の死との強い関連がうかがわれる。そして本件直前まで被害者は外出することなく、いわゆる引きこもりに近い状態であったことがうかがわれるのであって、その原因や被害者の心中を察することはできないものの、その後に自ら命を絶つ決断をしたことと齟齬する事情とまでは言い難い。被告人と被害者との年齢差からすると、その8年余りの生活がどのようなものであったのか窺い知ることは難しいが、死亡した被害者の栄養状態が極端に悪いものであったとは認められないし、死の前日に二人でコンビニエンスストアで買い物をした際の防犯カメラ映像には、高齢で足元のおぼつかない様子に見える被告人を後ろから腕を組んで支えながら歩く被害者の様子が映っており、被害者からしても、意に沿わずに被告人方に居続けたというよりは、被告人方での生活は被害者にとってそれなりに居心地のよかったものであったのではないかと考えられるし、被告人のことを信頼していたであろう様子もうかがえる。これらを踏まえて被告人が語る最期の3日間の様子をみるに、被告人が意図的に語っていない部分や、記憶が薄れている部分があることがうかがわれることからすると、必ずしも十分得心のいくものではないものの、被告人の語れるところからすると、被害者から強い死への願望が示され、これが日をまたいでも弱まることはなく、段階的に死へ向けた準備が進められていったことなどから、これをすぐ近くで見聞きし、また、日頃から信頼を寄せられていた被告人として、そのような被害者の強い意思に抗うことなくこれに応じることとした様子が見て取れるのであって、その限度で嘱託の経緯や嘱託の真摯さに不自然な点は認められない。そうすると、被害者が自ら死を選ぶこととした事情について詳らかになっているとはいえないが、その意思が誰か

によって強制されたものとは考えられないし、被害者が死を選ぶ際に手助けを頼むとすれば被告人以外にはいなかったであろうと考えられ、前記のような当時の両者の関係性に照らせば、被告人がこれに応じたことについて、被告人に対する非難の程度が重いとまでは言えないのであって、量刑の幅からすると、法定刑の中でも軽い部類、すなわち執行猶予も許される範囲にあるものと考えられる。

以上の点に、被告人は事件発生後程なく自ら110番通報して自首していること、前科前歴はないこと、社会福祉士による更生支援計画書が作成されていること、高齢であることなどを考慮すると、被告人を直ちに実刑に処することにはいささか躊躇を覚えるのであって、主文の刑に処した上で、その刑の執行を猶予するのが相当であると判断した。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑：拘禁刑5年、弁護人：執行猶予)

令和8年8月5日

横浜地方裁判所第4刑事部

裁判官 香 川 徹 也